



田口 廣之  
議員  
(無所属)

**問**

厚生労働省は食品衛生法に基づき放射能物質に関する現行の暫定規制値を本年4月より見直し施行しようとしている。食の安全安心が叫ばれる中、本町の学校給食における放射能検査体制等に関する考え方、取組み体制を伺う。

- ① 冬場の野菜類は本州産が多く、放射能の影響はどうか。
- ② 国の基準はその場しのぎのように見受けられるがどうか。
- ③ 放射能汚染された食品が検査をすり抜け流通したが、これをどう考えるか。
- ④ 自分で放射能検査を行う考えはないか。
- ⑤ 帯広市が新年度から学校給食の放射能検査を行うと聞く。機器購入が望ましいが、外部に測定を依頼する考えはないか。
- ⑥ ⑤について、教育委員会は保護者にアンケート調査を行うことを強く求める。

**問**

本町の学校給食における放射能物質に関する検査体制について

**答** 関係機関にはかり検討したい

**教育長**

① 12月から翌年6月にかけては特に道外産野菜を使用せざるを得なく、使用割合も高くなっている状況にある。国の出荷制限を受けている17都府県で生産される野菜は、各都府県のホームページで公表されている放射能測定値をチェックするなど対応している。

② このたびの基準値の見直しの背景にあるのは、放射性物質による被爆の影響が大きいとされる子供への配慮とされており、一定の評価をしている。

③ 国民の不安払拭のために、国は今後とも安全な食品の確保、流通に向けて、監視・指導等の対応を図るべきものと考えている。

④ ⑤放射能検査は自治体それぞれが取り組むのではなく、国あるいは都道府県がしっかりとした検査体制を構築することが望ましいと考えている。

平成24年度からの各保健所単位での放射能測定器の設置や、帯広市給食センターの動きをとらえる

中で、検討していききたい。

⑥ 保護者の給食に対する不安解消のためにどのような方法を講ずるべきか、学校給食センター運営委員会や関係機関等にはかるなどして、検討していききたい。

**問** 庁舎出入口・公用車消毒の通年実施を  
**答** 前向きに検討していききたい

**問**

悪性伝染病等の、効果的・効率的な防疫措置が講じられるよう防疫体制の整備が必要である。以下伺う。

- ① 家畜防疫予防等の防止施策状況は。
- ② 農家・職員の正しい知識の普及状況。
- ③ 情報の収集・分析・研究の状況。
- ④ 人材の育成、資質の向上対策は。
- ⑤ 検査体制整備の疾病対策状況は。
- ⑥ 農家・公共施設出入口等の防疫管理状況は。

**町長**

① 予防接種事業や家畜伝染病特定疾病互助事業の機能強化を通して、意識啓発に努めている。

② 農家の方に研修会での情報提供や疾病予防に対する指導、助言を行い、知識の普及を図りたい。

③ 研修会や十勝総合振興局からの情報を得て、畜産振興対策部会で調査研究を行っている。

④ 各種研修会への積極的に参加し、職員の方の資質の向上に努めたい。

⑤ 法に基づく検査は道（十勝家畜保健衛生所）が行い、町、農協、農協等の関係機関と連携を図り迅速な検査対応に協力している。

⑥ 公共施設の防疫対策は冬期間を除き、消毒マットを設置している。今後も関係機関と連携を図りながら防疫対策に取り組んでいきたい。

食品中の放射性物質の新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく量を下げ、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

○放射性セシウムの暫定規制値

食品群	規制値 (単位:ベクレル/kg)
野菜類	500
穀類	
肉類・魚・その他	200
牛乳・乳製品	
飲料水	200

○放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

●食品の区分を変更  
●年間検査値の上限を引き下げ

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定 ※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

シーベルト:放射線による人体への影響の大きさを表す単位 ベクレル:放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

厚生労働省発行リーフレットより抜粋